**６　中小企業支援**

**(1)　日本弁護士連合会における取り組み**

**①　ひまわりほっとダイヤル**

　　全国共通の電話番号「0570-001-240（おーい、ちゅーしょー）」による弁護士面談予約サービスである「ひまわりほっとダイヤル」（2010(平成22)年4月開始、2012(平成24)年2月からはウェブ上のオンライン申込みの受付も開始。）は、相談件数が堅調に推移し、近時は年間約5000件の相談、制度開始からの総相談件数の累計（2015(平成27年)年8月まで）も2万28649件となっている。

**②　事業再生支援**

　　中小企業金融円滑化法が2013(平成25)年3月末をもって終了したが、同法の適用を受けていた中小企業は40万とも言われ、同法の終了に伴い、事業再生の取り組みが必要な企業は5万から10万とも言われている。そこで、日弁連中小企業法律支援センターでは、2012(平成24)年6月に円滑化法対策ＰＴ（現在は「事業再生ＰＴ」）を立ち上げ、対策に取り組んでいる。

　　具体的な取り組みとして、中小企業庁が行う経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業に弁護士も他士業等と連携して関与していくことを進めているが、特に、事業再生のために債務免除が必要とされるものについては、従来私的整理で活用されている中小企業再生支援協議会では急増する案件に対応しきれないおそれがあることから、最高裁・金融庁・中小企業庁とも協議して近時「特定調停」を活用したスキームを策定し、会員向けの手引きを発行し、2013(平成25)年12月から運用を開始した。また、同スキームにより策定された再生計画に関する税務上の取扱いについて、国税庁に対し日弁連と日本税理士会連合会とで共同して照会を行い、2014(平成26)年6月27日付けで回答を得、同スキームに基づき策定された再建計画により、照会内容に記載した手順で債権放棄が行われた場合、債権者においては、債権放棄額を損金算入することが可能なこと、債務者においては、債務免除益等の範囲内で期限切れ欠損金を損金算入することが可能なことが明確となった。さらに，中小企業庁の協力により，特定調停により信用保証協会の求償権放棄も可能となる手当てがなされた。これらにより、同スキームの今後の更なる活用が期待される。

　　さらに、平成25年12月に「経営者保証に関するガイドライン」が策定公表されたため、日弁連中小企業法律支援センターは、最高裁・金融庁・中小企業庁とも協議の上、これに対応できるように特定調停の手引きを改訂した。

その上で，特定調停の周知徹底を図るために，日本弁護士連合会中小企業支援センターは2015（平成27）年2月に「特定調停手続の新運用の実務」を刊行し，同年3月10日，中小企業庁と共同コミュニケ（「中小企業の事業再生支援に向けた中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について」）を発表してシンポジウムを開催し，さらに同年2月に福岡県（福岡），同年6月に愛知県（名古屋），同年9月に宮城県（仙台）で意見交換会を実施し，いずれも金融機関関連団体をはじめ関係者が多数出席した。周知の効果が上がるのはこれからであるが，前述の手引きを用いて経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を行った事例も出始めている。

**③　中小企業の海外展開支援**

グローバル化が進む中、海外展開はごく限られた一部の企業だけが直面するものではなく、中小企業にとって益々身近なものとなっている。日弁連では、2012(平成24)年1月に中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループを立ち上げ、同年5月より、国際法律業務の経験豊かな弁護士を紹介する「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」の試行的な事業を、日本貿易振興機構等の支援団体と連携しながらスタートさせた。対応可能地域は事業開始時には東京、横浜、愛知、大阪、福岡の5カ所であったのが、2014(平成26)年には新潟及び札幌、2015（平成27）年には香川及び広島が加わり、同年9月末までに累計142件の紹介依頼があった。

また、中小企業の海外展開支援を担う弁護士の育成のため、会員向けのeラーニングコンテンツ作成や特別研修を実施した。

**④　起業・創業支援**

2009(平成21)年に420万であった中小企業・小規模事業者数は、2012(平成24)年には385万にまで減少し、従業員数も減少している。こうした状況の中、民間活力を高めていくためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要であり、国の施策としても起業・創業支援に焦点が当てられている。日弁連でも、起業・創業支援に関する取り組みを開始し、日本政策投資銀行と共催で女性起業家向けのセミナー企画を実施したほか、2015（平成27）年10月に岡山で開催された弁護士業務改革シンポジウムでは、第１分科会において「創業支援・弁護士活用法～弁護士があなたの創業チャレンジをサポートします～」とのテーマで、弁護士による起業・創業段階での支援の必要性及び方法等について検討及び提言を行った。

**(2)　東京三会における取り組み**

**①　東京信用保証協会との提携**

東京信用保証協会が2015（平成27）年度より開始した「企業サポート推進プロジェクト」における専門家派遣に関し、東京三会と東京信用保証協会との間で、2015（平成27）年9月に中小企業支援等の協力に関する覚書を締結した。この覚書に基づき、東京信用保証協会から要請があった場合に、中小企業支援のための事案に適した弁護士の派遣を行っている。

**②　日本政策金融公庫（以下いずれも国民生活事業）との共催セミナ**ー

　　日弁連と日本政策金融公庫が2011(平成23)年4月に提携の覚書を締結したことを受けて、東京三会と日本政策金融公庫東京支店との間で提携がなされている。

　　具体的には、東京三会と日本政策金融公庫東京創業支援センターとの共催で、債権回収や労務管理等をテーマとしたセミナー・ワークショップを、2012(平成24)年5月を皮切りに年に2～3回のペースで開催している。公庫の融資先（創業3～5年）の約5000社にＤＭでチラシを送付しており、公庫の集客力が活かされ、毎回相当数の企業の参加がある。

**③　信用金庫等のセミナーへの講師派遣**

上記日本政策金融公庫との共催セミナー・ワークショップと同様の企画を民間金融機関との間でも実施すべく、信用金庫等へのアウトリーチ活動を行っている。昭和信用金庫が主催する若手経営者向けセミナーに講師を派遣してセミナー・ワークショップを行ったほか（2015（平成27）年12月に第⒉回目を開催）、2016（平成28）年2月には、足立成和信用金庫主催の中小事業者向けセミナー・ワークショップにも講師を派遣予定である。

**④　全国一斉無料法律相談**

毎年9月中旬頃に中小企業向けの無料法律相談を行っており、2015(平成27)年は9月9日に、ちよだプラットフォームスクウェアで無料法律相談とミニ講演会を行った。

**(3)　東京弁護士会における取り組み**

**①　中小企業法律支援センター**

中小企業金融円滑化法終了後における中小企業への再生支援及び経済成長の原動力を担う中小企業への継続的かつ専門的な法的支援が必要であることに鑑み、東京弁護士会では、2014(平成26)年2月、中小企業法律支援センター（以下「東弁中小センター」という。）を設置し活動を開始した。

東弁中小センターは、以下の４つの特徴を有している。

(ア)　コンシェルジュ弁護士の配置

電話での相談窓口（専用電話番号：03-3581-8977）に、コンシェルジュ弁護士を配置し、コンシェルジュ弁護士が事業者から直接相談事項を聴取し、当該案件の解決にふさわしい精通弁護士を紹介する。

(イ)　各分野に精通した弁護士の紹介

(a) 事業再生分野、(b) 事業承継分野、(c) 起業、海外展開・国際取引、知的所有権、反社会的勢力の排除、労使問題等の事業成長分野、(d) コンプライアンス・内部統制に関する分野、(e) 契約書の作成・チェック、債権回収、訴訟対応などの法律分野全般について、それぞれ精通する弁護士の紹介を行う。

(ウ)　中小企業各種関係団体、機関との連携

中小企業支援に関わる各種団体・機関と協力関係を構築し、連携して事業者へのアウトリーチ活動を実践する。

これまでに、新銀行東京との間で中小企業支援に関する覚書を締結（2014（平成26）年12月）したほか、公認会計士協会東京会との間で中小企業支援に関連する研修講師を相互に派遣等したり、東京税理士会、社会保険労務士等との意見交換会、勉強会等を開催したりするなど、中小企業支援のための協力関係の構築を行っている。

(エ)　中小企業事業者に寄り添うアウトリーチ活動の実施

中小企業事業者の経営上の悩みに寄り添い、様々な悩みの中から法的課題を抽出して解決にあたるアウトリーチ活動を行う。

　現在、上記4つの特徴をより具体化し、充実させていくための活動に積極的に取り組んでいる。

また、中小企業支援活動に積極的に取り組む弁護士を養成するために、2015（平成27）年度より研修センターと共同で、年12回の「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」を企画・運営している。

**(4)　親和全期会における取り組み**

**①　中小事業者向け無料法律相談の開催**

　　江戸川区のご協力をいただいて、江戸川区の中小企業者向けのセミナー及び無料法律相談を2011(平成23)年3月より年1、2回のペースで行っている。

**②　中小企業に焦点を当てた書籍の発刊**

　　親和全期会は、これまで「成功する事業承継のしくみと実務」「下請契約トラブル解決法」「同族会社・中小企業のための会社経営をめぐる実務一切」「起業と経営の基本知識がわかる本」「会社法務部・実務関係者中小企業経営者に役立つ！平成26年必携改正会社法の実務」など中小企業事業者向けの実践的な書籍を発刊していたが、2015（平成27）年度は、「成功する事業承継のしくみと実務」を7年ぶりに改訂し第2版を発刊した。

**(5)　まとめと今後の課題**

　　過去に日弁連が実施したアンケート調査でも、全国の中小企業のうち160万以上もの事業者が法的課題を認識しながら相談できる弁護士がいないことが推定され（弁護士が3万人とすると、弁護士一人あたり50以上の事業者ということになる）、広大な法的ニーズが潜在している。

　　様々なレベルでこのようなニーズに対応していく地道な取り組みが始まり、着実な成果を上げているものの、まだまだ開拓は十分ではないと言える。また、近時は、事業再生のほか、中小企業の海外展開支援や、起業・創業支援という新たなテーマへの取り組みも必要となっている。引き続き、若手会員の業務開拓という視点からも、中小企業支援を広げていくべきである。そのためには、効果的な広報、諸団体との連携、企画の地道な継続等が欠かせない。